第十五条中「第十九条の二第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一節及び章名を加える。

**第二節　利用者証明認証業務**

**第一款　利用者証明用電子証明書**

（利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項）

**第十七条**　法第二十二条第二項に規定する申請書には、同項に規定する事項のほか、申請の年月日その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

（利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間）

**第十八条**　法第二十七条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した利用者証明用電子証明書発行記録（同条に規定する利用者証明用電子証明書発行記録をいう。以下この条において同じ。）に係る利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該利用者証明用電子証明書発行記録に係る利用者証明用電子証明書の有効期間（法第二十四条に規定する利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

（利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間）

**第十九条**　法第三十条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が利用者証明用電子証明書失効申請等情報（同条に規定する利用者証明用電子証明書失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該利用者証明用電子証明書失効申請等情報に係る利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（利用者証明利用者異動等失効情報の保存期間）

**第二十条**　法第三十一条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が利用者証明利用者異動等失効情報（同条に規定する利用者証明利用者異動等失効情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該利用者証明利用者異動等失効情報に係る利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）

**第二十一条**　法第三十二条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報（同条に規定する利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報に係る利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）

**第二十二条**　法第三十三条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報（同条に規定する利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）

**第二十三条**　法第三十五条の政令で定める期間は、十年とする。

**第二款　利用者証明用電子証明書失効情報等の提供**

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法）

**第二十四条**　機構が行う法第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報（同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下この条において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下この条において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

**第二章　認証業務情報等の保護**

第十四条の次に次の一条を加える。

（対応証明書の発行の番号の提供の方法）

**第十五条**　機構が行う法第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号（同項に規定する対応証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。）の利用者証明検証者（法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。第二十四条及び第二十五条において同じ。）である署名検証者（法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。以下この条において同じ。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者の使用に係る電子計算機に対応証明書の発行の番号を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、機構から対応証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を署名検証者に送付する方法

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　次に掲げる政令の規定中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

一　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十一条第一項第一号

二　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）第六条第一項第一号

（総務省組織令の一部改正）

**第四条**　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十二号中「第十九号及び第二十号」を「第二十号及び第二十一号」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項中第三十一号を第三十二号とし、第二十三号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十二号中「第十九号及び第二十号」を「第二十号及び第二十一号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この号及び第四十七条第四号において「番号利用法」という。）第七条の規定による個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。同号において同じ。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）に関すること。